

## 著作物のパロディとしての利用に係る課題に関する検討経過報告

平成25年2月6日

パロディワーキングチーム

## 1. 検討に至る経緯

法制問題小委員会パロディワーキングチーム（以下「本WT」という。）は、「文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）」及び「知的財産推進計画2012（平成24年5月知的財産戦略本部）」を踏まえ、著作物のパロディとしての利用に係る課題（以下「本課題」という。）を検討するものとして、平成24年6月7日の法制問題小委員会において設置された。

なお、本課題に関しては、平成23年度に文化庁が委託調査を実施し、「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書」<sup>1</sup>（平成24年3月。以下「調査研究報告書」という。）をとりまとめている。

## 2. 開催状況、検討経過

本WTでは、諸外国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）におけるパロディに関連する法制度及び議論状況について、有識者からヒアリングを行い、また、我が国におけるパロディとしての著作物の利用の実態等について、関係団体等からヒアリングを行ったうえ、これらの内容を整理し、検討を行った。

具体的な開催状況及び検討経過は、以下のとおりである。

- 第1回 平成24年7月17日（火）  
上野チーム員から調査研究報告書を踏まえ、「著作物のパロディの取扱いに関する論点の整理」に関する発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。
- 第2回 平成24年8月28日（火）  
調査研究報告書の執筆を行った野口祐子氏（弁護士）からアメリカ、青木大也氏（大阪大学知的財産センター特任講師）からイギリスにおける裁判例及び学説を踏まえたパロディに関連する法制度や議論状況、日本法への示唆等について、それぞれ発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。
- 第3回 平成24年9月18日（火）  
調査研究報告書の執筆を行った駒田泰士チーム員からフランス、本山雅弘氏（国士舘大学法学部教授）からドイツにおける裁判例及び学説を踏まえたパロディに関連する法制度や議論状況、日本法への示唆等について、それぞれ発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。

<sup>1</sup> [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken\\_toriatsukai.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken_toriatsukai.pdf)

○ 第4回 平成24年11月20日（火）

我が国におけるパロディの実態等を把握するため、一般社団法人日本広告業協会及び社団法人日本漫画家協会からパロディの具体的事例や権利処理の実態等についてヒアリングを実施し、質疑応答を行った。

○ 第5回 平成24年12月21日（金）

我が国におけるパロディの実態等を把握するため、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ドワンゴからパロディの具体的事例や権利処理の実態等についてヒアリングを実施し、質疑応答を行った。

○ 第6回 平成25年1月29日（火）

第2回から第5回までの発表及びヒアリング結果を整理、分析したうえ、我が国におけるパロディとしての著作物の利用について議論を行った。

### 3. 今後の方針

本WTでは、諸外国の法制度及び我が国におけるパロディの実態等について必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめるべく努めてまいりたい。

◆ チーム員名簿

	うえの 上野	たつひろ 達弘	立教大学法学部教授
座長	こいずみ 小泉	なおき 直樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士
	こまだ 駒田	やすと 泰土	上智大学法学部教授
	まえだ 前田	てつお 哲男	弁護士
座長代理	もりた 森田	ひろき 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	よこやま 横山	ひさよし 久芳	学習院大学法学部教授

(以上6名)